



発行 東京都

目次

告示

○平成十五年東京都告示第九百六十七号（東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定）の一部改正  
（都市整備局市街地建築部建築企画課）…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）  
（環境局環境改善部化学物質対策課）…三

告示（文）

○昭和四十年交通局告示第十四号（東京都交通事業の料金徴収事務の委任）の一部改正…六

公告

○仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更  
（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…六  
○肥料検査成績の公表  
（産業労働局農林水産部家畜保健衛生所）…七

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出  
（下水道局）…八

○東京都指定排水設備工事事業者の指定  
（同）…九

正誤

○平成二十六年六月三十日付東京都告示第九百五十九号…九

告示

●東京都告示第七十七号

平成十五年東京都告示第九百六十七号（東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月三十日

東京都知事 舩 添 要 一

別図四十を別図四十一とし、別図一から別図三十九までを一図ずつ繰り下げ、別図二の前に次の一図を加える。

28日

平成26年5月30日

「一 別図1の区域 平成26年7

二 別図2及び別図3の区域

三 別図7から別図11まで及び

四 別図21の区域 平成26年6

五 別図32の区域 平成26年4

六 別図36及び別図37の区域

月30日

平成26年2月28日

別図40の区域 平成26年5月30日

月20日

月30日

平成17年1月1日

附則

この告示は、平成二十六年八月二十九日から施行する。

●東京都告示第七十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区新宿六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい

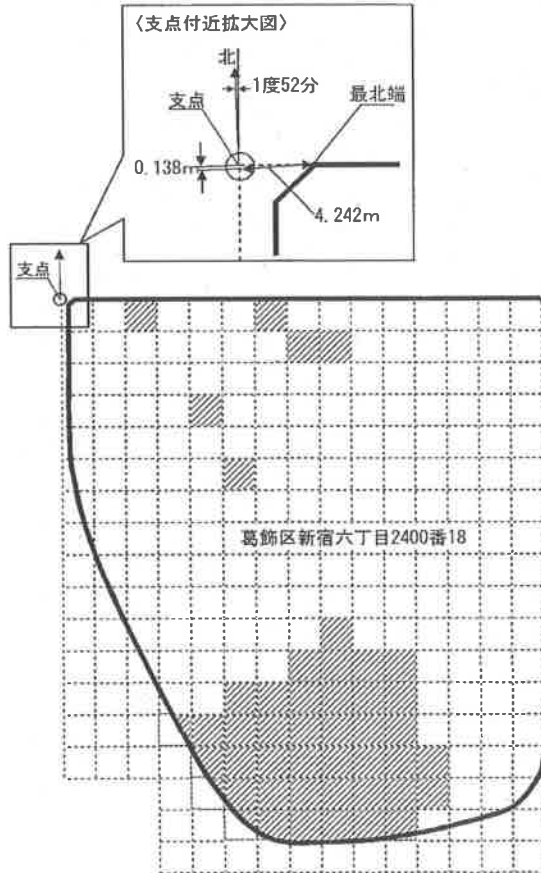
ない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図

【支点】  
 支点は、葛飾区新宿六丁目2400番18の最北端から西へ4.242m、北へ0.138m進んだ地点とする。

【格子の回転角度 (1度52分)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】  
 — 単位区画境界線  
 — 敷地境界線  
 ▨ 形質変更時要届出区域



●東京都告示第七十九号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (北区十条台一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物